

保護地区等保存奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自然と共生するまちづくりに関する条例（平成17年3月30日西宮市条例第32号。以下「条例」という。）第33条及び自然と共生するまちづくりに関する条例施行規則（平成17年3月31日西宮市規則第42号。以下「規則」という。）第17条第1項第4号の規定に基づき交付する奨励金について必要な事項を定める。

(奨励金の交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、条例第12条第1項、第2項又は条例第23条第1項、第2項の規定により指定された保護地区又は保護樹木（以下「保護地区等」という。）の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）とする。ただし、保護地区等に係る所有者等の所有区分又は占有区分が明らかでない場合において、所有者等が代表者を定めたときはその代表者とし、所有者等が代表者を定めないとときは市長が指定する者を交付対象者とすることができる。

- 2 国又は地方公共団体（財産区を除く。以下「国等」という。）が所有又は占有（以下「所有等」という。）する地域に係る保護地区等に対する奨励金は交付しない。
- 3 保護地区等の所有者等が、保護地区等の管理を怠っている場合において、所有者等の了解を得て自己の負担において管理を行った所有者等以外の者又は団体（国等を除く。）については、第1項本文の規定を適用することができる。
- 4 第4条に規定する査定日の属する会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度をいう。以下「査定日の属する会計年度」を「当該年度」という。）の初日後において、所有者等に異動があった場合、異動前の所有者等も交付対象者とすることができる。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、次に定める基準により算出する。

- (1) 保護樹木については、1本あたり、5,000円とする。ただし、同一の所有者等が2本以上の保護樹木を所有等している場合は、2本目より1本につき1,000円を加算するものとし、15,000円を上限とする。
- (2) 保護地区については、当該保護地区（条例第12条第1項、第2項又は条例第23条第2項の規定により、自然保護地区、生物保護地区又は景観樹林保護地区が複合して指定されている場合は、各保護地区のうち最も指定面積の大きな保護地区をいう。）の面積（単位は平方メートルとし、1平方メートルに満たない端数は切り上げて計算する。）を次の表の左欄に掲げる面積の区分に応じ、当該区分ごとに定める同表右欄に掲げる金額を順次乗じて得た額の合計額として、85,000円を上限とする。

区分	金額
1,000 平方メートル以下の面積	10円
1,000 平方メートルを超える、5,000 平方メートル以下の面積	5円
5,000 平方メートルを超える、10,000 平方メートル以下の面積	3円
10,000 平方メートルを超える面積	1円

- (3) 当該年度の初日後であって、次条第1項に規定する査定日（この項において、「査定日」という。）前において、枯損、滅失又は指定解除（以下「枯損等」という。）があった保護地区等に対する

奨励金の額は、前2号の規定によって計算して得た額を12で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額。以下この項において同じ。）に、当該年度の初日から枯損等があった日の属する月までの指定月数を乗じて得た額とする。

- (4) 当該年度の中途中に指定された保護地区等に係る奨励金の額は、第1号又は第2号の規定により得た額を12で除した額に、指定日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から査定日の属する月までの指定月数を乗じて得た額とする。
- (5) 条例第20条又は24条に規定する区域変更（以下「区域変更」という）のある場合の奨励金の額は、区域変更前の指定面積について、第2号の規定により告示した日（以下「告示日」という。）の属する日までの指定月数を乗じて得た額に、査定日において第2号の規定により得た額を12で除して得た額に告示日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から査定日の属する月までの指定月数を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、第3号又は第4号の適用がある場合の奨励金の額は、保護地区の指定期間に応じてそれぞれ月割り計算により算出した額の合計額とし、保護樹木の指定又は減少についても同様とする。

2 前項第2号及び第3号に規定する保護地区の面積は、条例第12条第9項又は第23条第6項の規定により告示された面積とする。

（奨励金の交付審査及び交付決定）

第4条 市長は、毎年3月1日（以下「査定日」という。）現在で、保護地区等に係る所有者等ごとに、次の各号について審査を行う。

- (1) 条例及び基礎違反の有無並びにその期間
- (2) 管理期間及び管理状態
- (3) 保護樹木については、指定本数及びその指定数の増減
- (4) 保護地区については、指定面積及び当該面積の増減
- (5) 交付対象者の適否
- (6) 保護地区について、所有区分が不明の場合は、所有等の持分の割合

2 市長は、第2条第1項に規定する奨励金交付対象者ごとに、前項の規定による審査を行い、次の各号について決定し、保護地区等保存奨励金交付決定通知書（様式第1号 以下「決定通知書」という。）により通知する。

- (1) 奨励金の交付又は不交付
- (2) 奨励金の交付額
- (3) 奨励金の交付条件

3 前項第2号に規定する奨励金の交付額を決定する場合、前3条第1項の規定により得た奨励金の額を基準として決定するものとし、第1項の規定による審査の結果によっては、次の各号に定める基準による。

- (1) 第2条第1項に規定する奨励金交付対象者が条例第16条、第18条又は第27条の規定による命令に従わなかったときは、奨励金を交付せず、条例の他の規定又は規則に違反したとき若しくは管理を行わなかった期間があるときは、その期間にかかる奨励金は交付しない。
- (2) 一の保護地区等において、2以上の所有者のある場合の所有者等に対する奨励金の額は、第3条第1項各号の規定によって得た金額について、所有者等の所有等の区分が明らかなときは、当該区分割合によって算出して得た額とし、所有等の区分が明らかでないときは所有等の割合によって按分して得た額とする。

- (3) 当該年度の中途において、所有者等に異動があったときは、所有等異動前の所有者等及び異動後の所有者ごとに、第3条第1項第5号の規定に準じて月割りで計算して得た額とする。

(奨励金の交付の請求)

第5条 前条の規定により決定通知書を受けた者で当該奨励金の交付を受けようとする者は、当該年度の査定日の属する月の25日までに保護地区等保存奨励金交付請求書（様式第2号）以下「請求書」という。）により市長に請求しなければならない。

- 2 前項の規定により郵送によって請求書が送付されたときは、郵便局における消印がなされた日に市長に請求したものとみなす。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか奨励金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 施行日から当分の間、第4条第2項第2号の奨励金交付額は市長が別に定める額とする。
- 3 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月9日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(様式第1号)

年度保護地区等保存奨励金交付決定通知書

西 第 号
年 月 日
(年)

西宮市長

保護地区等保存奨励金交付要綱に基づき、つぎのとおり奨励金の交付について決定しましたので通知します。

		整理番号		
1. 決定区分		<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 一部交付する <input type="checkbox"/> 交付しない		
2. 交付対象期間等	保護樹木		本 年 月 日～ 年 月 日	
			本 年 月 日～ 年 月 日	
	保護地区	景 m^2	年 月 日～ 年 月 日	
		生 m^2	年 月 日～ 年 月 日	
3. 決定金額	保護樹木		合計	
	保護地区			
4. 交付しない理由				
5. 交付条件および指示事項				
6. 備考				

(様式第2号)

整理番号

年度保護地区等保存奨励金交付請求書

年 月 日

(年)

西宮市長殿

住 所

T E L

氏 名

印

代表者

印

保護地区等保存奨励金交付要綱に基づき、 年(年) 月 日付西 第 号で
交付決定のあった奨励金について、次のとおり請求します。

奨励金交付請求額

奨励金の振込先	金融機関名		
	預金種別		口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

※上記振込先内容に訂正がある場合は、二重線を引き、訂正印を押して、正しい振込先をご記入ください。

委任状（請求書と上記の口座名義人が異なる場合のみ記入して下さい。）

年 月 日

(年)

私は、上記口座名義人を代理として、西宮市から受ける上記請求の奨励金を領収することを委任します。

委任者（請求者）

住所

氏名（法人の場合は名称）

印

代表者（法人の場合のみ記入）

印

受任者（口座名義人）

住所

氏名（法人の場合は名称）

印

代表者（法人の場合のみ記入）

印